

事務連絡

令和2年（2020年）3月11日

各 位

小田原市高齢介護課  
介護給付・認定担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素から、本市の介護保険行政につきまして、格別の御協力と御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルスへの対応により、介護保険施設や病院等において面会禁止等の措置が取られ、要介護認定調査が困難となった場合について、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）」に基づき、次のとおり取り扱うこととしました。

なお、各施設におかれましては、面会禁止等の措置に伴い、認定調査が困難となる場合には、市に情報提供くださるようお願いいたします。

#### 1 対象

要介護（要支援）認定の更新申請にあたり、新型コロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において入所者等との面会を禁止する等の措置がとられたことにより、当該施設に入所している被保険者への認定調査が困難である場合。

#### 2 取扱い内容

当分の間、対象者から要介護（要支援）更新申請があった場合、認定有効期間について、12箇月（従前の認定有効期間が6箇月であった者については、6箇月）延長する。

事務担当：高齢介護課介護認定係  
電話 0465-33-1872